

企業行動基準

2015.12.11

新光商事

取締役会

1. はじめに

当社はコーポレートガバナンスを重要視し、全てのステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動基準を定め、実践する。

2. 当社の経営理念

環境の変化に合わせて進化する、デバイスを中心とした、存在価値のある商社を目指すものとする。

3. コーポレートガバナンスコード基本方針

当社は成長性と安全性を基本として株主の期待に応えるほか、全てのステークホルダーとの適切な協働やその利益を尊重するために、企業の社会的責任のもとに公平且つ法令等遵守の精神を徹底し、健全且つ妥当なる範囲での持続的成長を促す行動を執るものとする。

4. 行動準則

当社の役員は以下の行動準則を遵守するものとする。

- (1) 法令遵守
- (2) 公平且つ公正
- (3) 経営理念に沿った成長戦略の企画・立案・実行・管理・報告
- (4) 中長期的洞察力と創造力の醸成
- (5) 関連当事者としての自覚と不正防止・報告
- (6) 反社会的勢力との関係遮断並びに弱者保護

当社の従業員は以下の行動準則を遵守するものとする。

- (1) 法令並びに会社規則の遵守
- (2) 不平等な取扱いの排除並びに丁寧な説明責任
- (3) 経営理念並びに上司の指示に沿ったマネジメント並びに執務執行
- (4) 顧客並びに仕入先その他関連先への誠実且つ丁寧な対応
- (5) 社会人としての責任と未来の社会創造への貢献
- (6) 親切的な対応
- (7) 反社会的勢力との関係遮断

5. 関連当事者

当社が当社役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合の必要な枠組み並びに監視方法は以下の通りとする。

- (1) 関連当事者の定義その他を関連当事者規定に定めます。
- (2) 関連当事者取引については公明正大かつ当社の企業行動基準に従うものとして、事前に取り締役会事務局に申告するものとする。
- (3) 関連当事者取引の承認については取締役会規定で定めた方法により決議をし、実行に際しては関連当事者規定による各種開示をいたします。
- (4) 関連当事者取引の可能性については常時監査役会および監査室が監視を行うと共に、株主の利益に反するおそれのある取引は取締役会議案として再審査を行うものとする。
- (5) 関連当事者取引のモニターとして取締役に対する定期的な調査申告の他、抜き打ち監査やメールのモニタリング等を監査室および監査役が行い、監査室はその結果を監査役に報告するものとする。

6. コンプライアンスマニュアル

当社は創業からの歴史と沿革を大切にしながら従来のコンプライアンスマニュアルを上書き改定をしてゆきます。

7. 内部統制上必要なモニター制度

当社は法令を遵守し、特に会社法・金商法に基づき内部統制システムを構築しております。この度、規定を改定するにあたり新たにモニター制度に係る規定を内部統制規定、内部監査規定、内部統制システムに係る監査実施基準に決めました。

8. 内部通報制度

従来のコンプライアンス企業行動基準にあるコンプライアンス相談窓口を整備して新たに内部通報制度規定を設けました。

9. ダイバーシティに関する基本的取り組み

当社は役員・従業員登用に関してコーポレートガバナンス基本方針のもとで、必要なグローバル化を目指し公平且つ創造力のあるダイバーシティコーポレートを目指してゆきます。そのため別途ダイバーシティ基準原則を設けました。

以上